

東京レジャーライフクラブ会則

- 第1条〔名称及び所在〕 本クラブは東京レジャーライフクラブ（以下クラブという）と称し、事務所を東京信用販売株式会社（以下会社という）の運営するホテル伊東パウエル（静岡県伊東市湯川4-2-15）内に置きます。
- 第2条〔目的〕 本クラブは会員が会社の経営もしくは業務提携する宿泊施設など（以下施設という）を利用し、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とします。
- 第3条〔会員の種別〕 本クラブの会員は次の通りとします。各会員の利用範囲は別に定めます。
イ、個人会員 ロ、個人平日会員 ハ、法人会員 ニ、エグゼクティブ会員
- 第4条〔入会及び会員資格証券・会員証〕 本クラブに入会するには入会申込書を提出し、会社の承認を得て入会金と年会費を納入することが必要です。会社は入会金が納入された後に会員資格証券と会員証を発行します。
- 第5条〔入会金〕 入会金の額は別に定めます。入会金は退会を含め如何なる場合にもこれを返還しないものとします。
- 第6条〔会員の権利〕 会員は別に定める会員料金と利用範囲内で施設を利用出来るものとします。また、会員は会員以外が施設を利用することを認めるものとします。
- 第7条〔会員の義務〕 会員は別に定める年会費を納入し、施設利用料金を支払い、本会則その他規則を遵守するものとします。また、クラブと施設の秩序を乱す行為をしないものとします。
- 第8条〔会員資格の喪失〕 会員は次の場合その資格を失います。
イ、退会 ロ、会員資格の譲渡 ハ、個人会員の死亡又は法人会員の解散 ニ、除名
- 第9条〔譲渡〕 会員は所定の手続きをふみ、別に定める名義書換手数料を支払い、会社の承認を経て会員資格を譲渡することができます。ただし、年会費その他未納金がある場合はこの手続きは出来ません。
- 第10条〔死亡又は解散〕 個人会員死亡の場合は、相続人が、また、法人の解散の場合は、解散する法人の権利義務を承継する法人が、前条の手続きにより会員資格を承継することが出来ます。
- 第11条〔除名〕 会社は会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、その会員を除名処分にすることができるものとします。
イ、本会則その他会社の定める規則に違反し、クラブの秩序を乱す行為をした時。
ロ、年会費の支払いを3ヶ月以上滞納した時。
- 第12条〔反社会的勢力の排除〕 会員は入会に当たり暴力団、暴力団員、暴力団関係者法人・団体その他反社会的勢力に属していないこと、又、前述の関係者を同伴、或いは紹介して、施設を利用させないことを表明し、約するものとします。会社はこの規則に違反した会員を予告なしに除名処分にすることが出来るものとします。
- 第13条〔細則〕 クラブ運営に必要な事項及び本会則に定めのない事項は細則に定めます。
- 第14条〔改正〕 本会則の改正、変更は会社の定めるところにより、その効力は全会員に及びものとします。

以上